

工事請負随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	無停電電源設備改修工事	諸設備工事	(株)GSユアサ	2,940,000	平成24年5月31日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	ヒートポンプチラー改修工事	給排水衛生 冷暖房工事	(株)ダイキンアプライドシステムズ	7,318,500	平成24年7月2日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 随意契約理由書

1 案件名称 無停電電源設備改修工事

2 契約の相手方 株式会社GSユアサ 関西支社

3 随意契約理由

本設備は地階電気室にあり、主にオペ各室、分娩室、未熟児室、病棟特別個室、電子カルテ用サーバ（端末機は除く）、電話交換機、監視盤など医療や病院業務の重要電源設備である。専用の蓄電池を保有していることでとくに、関電側配電線が停電した場合には予備配電線に切り換わるが一旦、停電する際及び本線・予備線共に停電し自家発電機供給を始めるまでの間にも、切れ間なく電源を供給する仕組み、役割である。

設置以降10年を超え、部品の摩耗、劣化が顕著になってきたので、本工事で機能維持を図るべく、整備を行う。本工事は機器の部品を交換するものであるから、メーカーが直接施工することが不可欠である。既設システムと密接な繋がりある部分の改修であり、製作・据付したメーカーでしか知りえない技術と熟練を要するものである。また交換中の不測トラブル対応及び交換後の専門的技術での試運転が必ず必要であり、システム製造元である上記業者以外では施工する能力を有しないので、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

5 担当部署

大阪市立十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 ヒートポンプチラー設備改修工事
- 2 契約の相手方 株式会社ダイキンアプライドシステムズ

- 3 随意契約理由

本件は、十三市民病院の電気式冷暖房機であるヒートポンプチラーの主要部であるコンプレッサのオーバーホール、送風機の交換、及び制御部品の交換をおこなうものである。

本工事のコンプレッサのオーバーホールを行うには、クリアランス調整、制御系及び冷媒系の特殊性等、製作者しか知りえない独自の製作条件に基づく整備マニュアルに沿う必要がある。同マニュアルは社外秘となっており、本業務が求める正確性を確保するためには、当該業者以外では履行が困難である。

また、整備後の保証は技術的に他社ではできず、他社整備品にメーカー側は責任を持たないことから、他社では履行することは困難であるので、上記業者と意契約を締結する。

- 4 . 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当

- 5 担当部署

大阪市立十三市民病院管理課 (電話番号 06 - 6150 - 8026)